

沖縄県特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する事務取扱要領

令和5年2月3日部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県における特定地域づくり事業協同組合の認定等に関し、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和3年6月30日付総行地第93号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)〔法第3条第2項、規則第1条第1・3項〕

第2条 沖縄県において特定地域づくり事業協同組合の認定を受けようとする事業協同組合は、申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(認定及び認定基準)〔法第3条第3～4項〕

第3条 知事は、前条の申請をした事業協同組合が別紙「沖縄県における特定地域づくり事業協同組合認定基準」に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該事業協同組合を特定地域づくり事業協同組合として認定する。

(市町村長の意見聴取)〔法第3条第5項、規則第1条第2項〕

第4条 知事は、前条の認定をしようとするときは、あらかじめ申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聴くものとする。

2 市町村の長は、前項の意見を述べるときは、意見書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

3 前項の意見書の提出にあたっては、市町村の長は、あらかじめ、次の各号に掲げる者の意見を聴くものとする。ただし、対象となる事業者が存在しない場合はこの限りでない。

(1) 当該事業協同組合に係る関係事業者団体（法第3条第3項第4号に規定する関係事業者団体をいう。）

(2) 当該市町村において業務を行うシルバー人材センター

(3) 当該市町村において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者（当該事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものである場合に限る。）

(認定の通知及び公示)〔法第3条第6項、規則第2条〕

第5条 知事は、第3条の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨並びに当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る次の事項を公示するものとする。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- (3) 地区（活動地区）
- (4) 事業（事業内容）
- (5) 当該認定の有効期間の満了日
- (6) 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- (7) 第10条の規定により付された条件

（欠格事由）〔法第4条〕

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業協同組合は、特定地域づくり事業協同組合の認定を受けることができない。

- (1) 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない事業協同組合
- (2) 第18条第1項（第2号に係る部分を除く。）の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない事業協同組合
- (3) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある事業協同組合
 - ① 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ② 特定地域づくり事業協同組合が第18条第1項（第2号に係る部分を除く。）の規定により認定を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該特定地域づくり事業協同組合の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの

（変更の認定等）〔法第5条第1～4項、規則第3～4条〕

第7条 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更（次の第1号又は第3号の地域の住居表示等の変更に伴う変更）については、この限りでない。

- (1) 地区（活動地区）
 - (2) 事業（事業内容）
 - (3) 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- 2 前項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、変更に係る事項を記載した申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
- 3 第3条から第4条の規定は、第1項の変更の認定について準用する。
- 4 知事は、第1項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。

(変更の届出等)〔法第5条第5～6項、規則第5～6条〕

第8条 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項に変更があったとき又は前条第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から起算して30日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 役員の名及び住所
- (3) 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地

2 特定地域づくり事業協同組合は、前項の届出をするときは、変更届出書(様式第7号)に別表に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項の規定による届出(第1号又は第3号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があったときは、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。

(認定の有効期間及びその更新)〔法第6条第1～5項〕

第9条 第3条の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して10年(次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新がされた有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して10年)とする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は、有効期間の満了の日の90日前から60日前までの間に、知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の申請があつた場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

4 第2条から第6条の規定は、有効期間の更新について準用する。ただし、提出書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定等の条件)〔法第7条第1～2項〕

第10条 知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定、変更の認定及び有効期間の更新にあつて、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限、その他必要な条件を付すものとする。

(廃止の届出)〔法第8条、規則第7条〕

第11条 特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、当該事業を廃止しようとする日の30日前までに、その旨を記載した廃止届出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(認定の失効)〔法第9条第1・3項〕

第12条 特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該認定はその効力を失う。

- (1) 認定の有効期間が経過したとき（第9条第3項の規定により従前の認定がなお効力を有することとされる場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
- (2) 前条の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があったとき。
- (3) 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。
- (4) 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。

2 知事は、前項の規定により認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示するものとする。

(事業計画等)〔法第11条第1項、規則第8条第1～2項〕

第13条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、事業年度の開始の日の前日までに、特定地域づくり事業に関し事業計画（様式第2号）及び収支予算（様式第3号）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、認定を受けた日の属する事業年度においては、この限りでない。

2 特定地域づくり事業協同組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面並びに当該変更後の事業計画（様式第2号）又は収支予算（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(事業報告等)〔法第11条第2項、規則第9条第1～2項〕

第14条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書（様式第5号）及び収支決算書（様式第6号）を作成し、それぞれ次の期限までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 毎事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の6月30日
- (2) 収支決算書 毎事業年度経過後3ヶ月が経過する日

2 前項の収支決算書については、当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の提出をもって代えることができる。

(報告徴収及び立入検査)〔法第12条第1～3項〕

第15条 知事は、法の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書（様式第9号）を携帯し、関係者に提示することとする。

(適合命令及び改善命令)〔法第13条第1～2項〕

第16条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が、第3条に掲げる基準のいずれかに適合

しなくなったと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（事業停止命令）〔法第14条第1～2項〕

第17条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するものとする。

（認定の取消）〔法第9条第2～3項〕

第18条 知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の認定、第7条第1項の変更の認定又は第9条第2項の有効期間の更新を受けたとき。
 - (2) 第3条に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
 - (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 第7条第1項の変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。
 - (5) 第10条の条件に違反したとき。
 - (6) 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示するものとする。

（その他）

第19条 この要領に定めがあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月3日から施行する。

別表（第2、7、8、9条関係）

(◎：必須、○：該当する場合のみ提出)

	申請			変更の届出（8条）		提出書類の内容・留意事項等
	① 認定 (2条)	② 変更認定 (7条)	③ 更新 (9条)	④ 労働者派遣事業 を行う事務所の 新設に係る変更	⑤ ④以外の変更	
◆ 申請書（様式第1号）	◎	◎	◎	/	/	記載にあたっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
◆ 変更届出書（様式第7号）	/	/	/	◎	◎	記載にあたっては、様式の記載要領を参照のこと。
◇ 添付書類			(※1)		(※2)	※1 ③ 更新の申請を行う場合の添付書類は、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は省略可 ※2 ⑤ ④以外の変更の届出を行う場合、当該変更事項に係る書類の添付を要する。
1. 定款	◎	◎	◎	-	○	
2. 登記事項証明書	◎	-	◎	-	○	
3. 役員の住民票の写し及び履歴書	◎	-	◎	-	○	履歴書は、職歴、賞罰及び役員への就任解任状況等を明らかにしたものであること（記載例（役員等）参照）。
4. 事業計画（様式第2号）及びキャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2）	◎	◎	◎	◎	○	記載にあたっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
5. 収支予算（様式第3号）	◎	◎	◎	◎	○	記載にあたっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
6. 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	◎	-	◎	-	○	損益計算書は、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるものであること。 設立後最初の決算期を終了していない事業協同組合の申請（届出）に係る場合は、中小企業等協同組合法第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表のみで可
7. 労働者派遣事業を行う場合	◎	-	◎	◎	○	
a. 派遣労働者のキャリア形成支援に関する規程	◎	-	◎	◎	○	教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことについて規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等 派遣労働者のキャリア形成を念頭にいた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等又はその概要がある場合、該当箇所の写し
b. 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴	◎	-	◎	◎ (※3)	○	派遣元責任者と役員が同一である場合は不要 履歴書については、記載例（派遣元責任者）参照のこと。 ※3 当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を、当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は、履歴書の添付は不要（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写しも不要。）。
c. 派遣元責任者の受講証明書の写し	◎	-	◎	◎ (※3)	○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2に規定する講習を修了したことを証する「派遣元責任者講習受講証明書（申請の受理日前3年以内の受講日のものに限る）」の写し ※3 当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を、当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は添付不要
d. 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書	○	-	○	○	○	当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ必要
e. 派遣労働者の解雇に関する規程	◎	-	◎	◎	○	労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
f. 派遣労働者に対する休業手当に関する規程	◎	-	◎	◎	○	労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけれない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づき手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
g. 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	◎	-	◎	◎	○	本規程には、次の事項が含まれていること。 (1) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項 (2) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項 (3) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除含）の取扱いに関する事項 (4) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項
h. 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類	◎	-	◎	◎	○	納税関係書類（設立後最初の決算を終了していない組合の申請に係る場合は不要） (1) 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し（法人税法施行規則別表1（2）及び4は必須） (2) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号口に係る同施行規則別紙第9号様式（その2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの） 労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し（転賃借の場合にあつては、その所有者の転賃借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。））
8. その他知事が必要と認める書類	○	○	○	-	-	